

令和5年6月9日

各位

横浜子育てサポートシステム本部事務局

横浜子育てサポートシステム報酬（利用料）の改定、改定に伴う提供・両方会員向けの給付金の支払い及び子サポ de あずかりおためし券（無料クーポン）の配付について

日頃より、横浜子育てサポートシステム事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。この度、令和5年7月1日から子どもを介した地域のつながりをさらに広めることを目的として、横浜子育てサポートシステムの報酬（利用料）を改定するとともに、新たに提供・両方会員へ給付金の支払いを行います。

また、令和5年4月1日以降出生のお子さんがある利用・両方会員に8時間分の子サポ de あずかりおためし券（無料クーポン）を新たに配付します。

※両方会員の方は、預ける側と預かる側の両方の視点でお読みください。

1 報酬（利用料）の改定について

1時間の報酬（利用料）を300円値下げします。

| 期間               | 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） |             |             |             | 土、日曜日・祝日<br>年末年始（12/29～1/3） |             |
|------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------|-------------|
|                  | AM 7:00～PM 7:00     |             | 左記の時間帯以外の時間 |             |                             |             |
| 時間               | 改定前                 | 改定後         | 改定前         | 改定後         | 改定前                         | 改定後         |
| 1人1時間            | 800円                | <b>500円</b> | 900円        | <b>600円</b> | 900円                        | <b>600円</b> |
| 1時間を超え<br>30分ごとに | 400円                | <b>250円</b> | 450円        | <b>300円</b> | 450円                        | <b>300円</b> |

※きょうだい児預かりの場合の2人目半額やキャンセル料の規定については、改定後の報酬（利用料）で算出します。

2 提供会員への給付金の支払いについて

上記1の報酬（利用料）の改定と併せて、1時間の活動ごとに500円の給付金を横浜市からお支払いいたします。提供会員のみなさまが実質受け取る金額については、利用会員からの報酬（利用料）500円＋本市からの給付金500円＝1,000円になります（平日日中1時間あたり）。市からの給付金の支払いには、新たに申請と請求の手続きが必要になります。手続きの詳細は別途送付予定の「援助活動給付金等支給事業 請求の手引き」をご参照ください。

例：平日（AM7:00～PM7:00）に2時間の援助活動を行った場合

|           | 利用会員からの報酬（利用料）  | 市からの給付金         | 合計受取金額 |
|-----------|-----------------|-----------------|--------|
| R5.6.30まで | 800円×2時間＝1,600円 | —               | 1,600円 |
| R5.7.1から  | 500円×2時間＝1,000円 | 500円×2時間＝1,000円 | 2,000円 |

3 子サポ de あずかりおためし券（無料クーポン）

令和5年4月1日以降出生のお子さんがある利用会員を対象として、

1時間券×8枚のおためし券を配付します。詳細は、今後、横浜市HPに掲載いたします。



4 変更等の開始時期

- ・報酬（利用料）の改定と給付金の支払いについては、令和5年7月1日以降の利用（活動）から適用されます。
- ・今回の改定等に伴い、援助活動報告書兼領収証の様式が変更となります。7月1日以降の活動報告は、別途送付予定の令和5年7月版の援助活動報告書兼領収証をご使用ください。今までの援

（裏面あり）

助活動報告書はご使用いただけません。

- ・おためし券は、令和5年7月1日から対象者への配付を開始します。  
※既存会員でおためし券の対象となる第二子以降のお子さんを登録する場合は、別途区支部事務局にご連絡ください。

#### 5 利用会員のみなさまへ

- ・皆様の声をもとに、報酬（利用料）を改定することで、さらに利用しやすい制度を目指します。
- ・本事業は、単なるシッターサービスではなく、地域での有償の支え合い活動です。活動の担い手となる提供会員がいて、はじめて成立する仕組みです。利用を希望されたとしてもお受けいただく提供会員がない場合は、利用できませんのであらかじめご了承ください。

#### 6 提供会員のみなさまへ

- ・今回の改定等に伴い、下記の2点において、新たにご負担をおかけする形となります。  
①利用会員から提供会員のみなさまがお受け取りになる報酬（利用料）が減額となります。  
②市からの給付金を支払うにあたり、新たに提供会員のみなさまから本市へ申請・請求手続きが生じます。  
実質的に提供会員のみなさまがお受け取りになる金額はこれまでよりも増額となります。引き続き、提供会員のみなさまのご協力のもと、制度を運用し、子育てしやすい環境づくりに努めていきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ・今回の報酬の改定等により、今後、利用会員の増加が見込まれます。サポート依頼が増えることが予想されますので、可能な範囲で引き続きご協力をお願いいたします。
- ・本市への給付金の支払いに伴う手続きやおためし券の取扱いについては、別途送付予定の「援助活動給付金等支給事業 請求の手引き」をご覧ください。

#### 7 アンケートへのご協力について

横浜子育てサポートシステム事業の現状把握及び今後の改善を目的として、会員の皆様にアンケートを実施いたします。お忙しいところ恐れ入りますが、令和5年6月30日までに下記のバーコードからアクセスいただき、アンケートにお答えいただきますよう、お願いいたします。

なお、回答は統計的に処理され、当アンケート以外の目的で使用することはありません。

※所要時間は5～10分程度です。



利用会員用



両方会員用



提供会員用

#### 【お問い合わせ】

横浜子育てサポートシステム青葉区支部事務局  
〒227-0062  
横浜市青葉区青葉台 1-4 6F